報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月 31 日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果
ー　高い周波数帯を使用する特定実験試験局の点検の確認に用いる測定器等の要件緩和　ー

総務省は、高い周波数帯における更なる利用促進を目的として、特定実験試験局の点検の確認に用いる測定器等の要件緩和を行うべく、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成し、令和８年２月７日（土）から同年３月９日（月）までの期間において意見募集を実施しました。

その結果、５件の意見提出がありましたので、提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方について、公表します。

１　概要

110GHz を超える電波を使用する特定実験試験局に係る事前の無線設備の点検による確認において、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 24 条の２第４項第２号に規定する較正又は校正の業務の実施状況等により、較正又は校正を受けた測定器その他の設備を使用した無線設備の点検による確認が困難な場合において、総務大臣が適当と認める測定器その他の設備を使用して無線設備の点検による確認を行うことを可能としています。

具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」といいます。）又は測定器メーカーから測定器その他の設備の構成及び NICT に常置する標準器（※１）又は基準器（※２）に基づく補正値の確認を受け、当該補正値を用いて点検の確認を行うことを可能としており、一度確認を受けた補正値は、確認を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して１年間は有効としています。

今般、高い周波数帯の更なる利用を促進することを目的として、確認を受けた補正値の有効期間を２年間に緩和するため、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案を作成し、令和８年２月７日（土）から同年３月９日（月）までの期間において意見募集を実施しました。

（※１）標準器：較正の基準となる機器

（※２）基準器：標準器の対象周波数を超える周波数範囲を測定するための基準となる機器

２　意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は別紙１のとおりです。

意見募集の結果を踏まえ、総務省は本日、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を別紙２のとおり定めました。

【関係報道資料】

・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集　－　高い周波数帯を使用する特定実験試験局の点検の確認に用いる測定器等の要件緩和　－
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000575.html

＜連絡先＞
総合通信基盤局電波部電波政策課
担　当：長澤周波数調整官、中川第三計画係長
電　話：03-5253-5875
E-mail：freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
　送信の際は「@」に変更してください。

別紙１

「特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集」に対して提出された意見及び総務省の考え方

○ 意見募集期間：令和８年２月７日（土）～同年３月９日（月）
○ 意見提出件数：５件（法人２件、個人３件）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
１	株式会社 NTT ドコモ	本改正により、特定実験試験局の免許手続に必要な点検業務の柔軟化・負担軽減につながり、今後のテラヘルツ帯の研究開発のさらなる活性化に寄与することが期待されるため、本訓令案に賛同いたします。	本案に対する賛同の意見として承ります。	無
２	ソフトバンク株式会社	今回の、確認を受けた補正値の有効期間を 1 年間から 2 年間に緩和する本改正案について賛同します。 110GHz を超える周波数（いわゆるサブテラヘルツ帯）を用いた研究開発において、日本は世界をリードする立場にあるため、引き続き世界をリードする研究開発を促進し、実用化に近づけるためにも必要な措置と考えます。	本案に対する賛同の意見として承ります。	無
３	個人	訓令案を支持しますが、高い周波数帯の特定実験試験局の測定器要件緩和を機に、電波利用の公共性を強化し、通信料金を公共料金化すべきです。 電波は国民共有の有限資源です。しかし大手寡占（シェア 90%）による料金高止まり（月 5,000 円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています（地方普及率 75% vs 都市 90%）。周波数基準緩和が進むなら、公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担 10-20%軽減が可能。段	本案に対する賛同の意見として承ります。 通信料金に係る意見については、本意見募集の対象外です。	無

		階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP 簡易化と手数料・解約金禁止で MVNO 躍進、端末分離で CO2 削減 5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。訓令案に公共料金化を強く反映を求めます。		
4	個人	点検の緩和反対	本案の内容に対する具体的な反対の理由が明らかではありませんが、本件は、110GHz を超える周波数を使用する特定実験試験局の開設等にあたり、事前に実施する点検の確認に用いる測定器等に限り認めている測定器等要件の特例措置の緩和を行うことにより、高い周波数帯の更なる利活用を促進することを目的とするものです。	無
5	個人	電波を使用する機器を悪用した個別事案への対応に関する要望（要旨）	いただいた意見は、本意見募集の対象外です。	無

別紙２

○総務省訓令第14号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月 31 日

総務大臣　林　　芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準 ［第１～第20　略］ 第21　実験試験局 　実験試験局（船舶用レーダー、空港監視レーダー（ASR）、航空路監視レーダー（ARSR）、二次監視レーダー（SSR）装置を使用する実験試験局、及び固定衛星業務を行う電気通信業務用人工衛星局、又は地球局と同一の周波数の電波を使用する実験試験局を除く。）の審査は、次の基準により行う。 ［１～３　略］ ４　電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表１（第９号の３を除く。）に定める範囲内のものであること。 ［⑴～⑷　略］ ⑸　特定実験試験局の申請に係る登録検査等事業者における無線設備の点検による確認について、免許規則第５条第４項の規定に定める総務大臣が適当と認める測定器その他の設備（法第24条の２第４項第２号に定める較正又は校正を受けていない測定器その他の設備であって、次に定める条件等に適合するものに限る。）を使用して無線設備の点検による確認を行った場合には、当該測定器その他の設備について、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下第21において「機構」という。）又は測定器製造業者から測定器その他の設備の構成及び測定値に対する補正値（機構に常置する標準器（較正の基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）又は基準器（標準器の対象周波数を超える周波数範囲を測定するための基準となる機器をいう。以下第21において同じ。）に基づく補正値をいう。以下第21において同じ。）の確認を受け、補正値を用いて無線設備の点検による確認を行ったことが分かる書類を提出すること。 ［ア・イ　略］ ウ　測定器その他の設備の条件 　測定器その他の設備による測定値に対する標準器又は基準器に基づく補正値について、次に掲げる補正値の確認を受けたもの（当該補正値の確認を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して２年以内のものに限る。）であること。 ［⑺　略］ ⑴　測定器製造業者から当該測定器製造業者が常置する確認器（標準器による較正又は基準器に基づく補正値の確認を受けた機器（当該補正値の確認を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して２年以内のものに限る。）であって、補正確認を行うものをいう。）を使用して標準器又は基準器に基づく補正値の確認を受けたもの ［⑹　略］ ［５　略］ ［第22～第26　略］	別紙１（第４条関係）無線局の局種別審査基準 ［第１～第20　同左］ 第21　［同左］ ［同左］ ［１～３　同左］ ４　［同左］ ［⑴～⑷　同左］ ⑸　［同左］ ［ア・イ　同左］ ウ　［同左］ 　測定器その他の設備による測定値に対する標準器又は基準器に基づく補正値について、次に掲げる補正値の確認を受けたもの（当該補正値の確認を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して１年以内のものに限る。）であること。 ［⑺　同左］ ⑴　測定器製造業者から当該測定器製造業者が常置する確認器（標準器による較正又は基準器に基づく補正値の確認を受けた機器（当該補正値の確認を受けた日の属する月の翌月の１日から起算して１年以内のものに限る。）であって、補正確認を行うものをいう。）を使用して標準器又は基準器に基づく補正値の確認を受けたもの ［⑹　同左］ ［５　同左］ ［第22～第26　同左］

附　則

この訓令は、令和８年３月 31 日から施行する。